



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 19 日 (火)
第 8 3 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	基本測量の実施 (402) (技術企画課) 2
	基本測量の終了 (403) (〃) 2
	公共測量の実施 (404) (〃) 2
	県道の区域の変更 (405) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (406) (〃) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件)
	(407・408) (東部総合事務所県民局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (409) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (410) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (411) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (412) (〃) 5
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (413) (〃) 5
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (14) (教育総務課) 6
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 7
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (日野総合事務所県土整備局) 7

告 示

鳥取県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年8月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町並びに日野郡日野町

鳥取県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町
- 3 終了年月日 平成23年3月31日

鳥取県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南部町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）
- 2 作業期間 平成23年6月15日から平成23年7月15日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町北方地内

鳥取県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から 同市和田町字新川尻3119-1地先まで	変更前	19.4~39.1	233.0
		変更後	19.4~39.1	233.0

鳥取県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から同市和田町字新川尻3119-1地先まで	平成23年7月20日

鳥取県告示第407号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり希望化計画21

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山岡 憲樹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西二丁目540

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための智恵を出し合うことによって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動

団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化し県民に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業、表決権等及び議事録

鳥取県告示第408号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「十人十色」

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岸本 美鈴

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市用瀬町安蔵991

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

理事及び監事の選任方法

鳥取県告示第409号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社イージー	寿々	倉吉市山根585-1	平成23年7月12日	通所介護

鳥取県告示第410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社イージー	寿々	倉吉市山根585-1	平成23年7月12日	介護予防通所介護

鳥取県告示第411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社メディカルフロンティア	福祉用具貸与事業生活支援隊	米子市河崎611-6	平成23年7月15日	福祉用具貸与
〃	福祉用具販売事業生活支援隊	〃	〃	特定福祉用具販売

鳥取県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社メディカルフロンティア	介護予防福祉用具貸与事業生活支援隊	米子市河崎611-6	平成23年7月15日	介護予防福祉用具貸与
〃	介護予防福祉用具販売事業生活支援隊	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
メディカ・サポート株式会社	ケアプランみほ	米子市富士見町二丁目132	平成23年7月7日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成23年7月19日から施行する。

平成23年7月19日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	”	教育委員会人権教育課	鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	”	教育委員会人権教育課
鳥取県教育委員会事務局文化財課非常勤職員採用試験及び臨時的任用職	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごと	試験結果の発表日から1月間	教育委員会文化財課				

員採用試験	の得点及び合否						
鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から1月間	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	鳥取県埋蔵文化財センター
略				略			

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年7月19日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成23年7月25日（月）午後1時30分
- 2 場所
鳥取市扇町21
県民ふれあい会館5階 講義室
- 3 件名
鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年7月19日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
生山礦業株式会社 代表取締役 澤田 信介	日野郡日南町丸山340-1	日野郡日南町丸山字井津羽井出2158外43筆（148,023平方メートル）	安山岩（132,504立方メートル）	平成23年7月6日から平成27年7月5日まで	平成23年7月6日